

許 可 証

奈良市指令 環 境 限 第 10 号

住 所 奈良市神殿町 36 番地

氏 名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

令和 6 年 5 月 17 日付けで申請のあった 一般廃棄物収集運搬業（限定）の
許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

令和 6 年 7 月 4 日

奈良市長 仲川 元庸



- | | |
|------------|----------------|
| 1 許可の有効期限 | 令和 8 年 7 月 3 日 |
| 2 処理・清掃区域 | 奈良市内 |
| 3 その他必要な事項 | 許可条件(別紙のとおり) |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(安産株式会社)

許 可 条 件
(一般廃棄物収集運搬業者)

- 1 一般廃棄物(食品廃棄物)収集運搬業(積替保管を除く。)の許可とする。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、法施行令、法施行規則、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という。)、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則のほか、以下の事項を遵守すること。上記法令又は以下の事項に違反したときは、「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する許可条件並びに処分及び指導に関する基準」等に基づき、事業の全部・一部の停止若しくはこの許可の取消しの処分又は指導を行う。
- 3 条例第20条第2項の検査証の交付を受けた車両(以下「承認車両」という。)により、一般廃棄物の収集運搬及び本市処理施設への搬入を行うこと。
- 4 収集運搬は市長の指示する分別形態を徹底し、これに合致しない廃棄物を本市処理施設へ搬入しないこと。
- 5 収集した廃棄物は、搬入時間等の条件を遵守して市長の指定した処理施設へ搬入し、当該処理施設の係員の指示に従うこと。
- 6 市域外廃棄物、産業廃棄物、危険性・爆発性のある物その他本市処理施設に支障が生じるおそれがある物を搬入しないこと。
- 7 不法、不当な事業活動等を行わないこと。
- 8 駐車場施設は、悪臭、騒音等の公害発生を防止するとともに、関係法令に違反しないよう特に留意すること。また、洗車場施設については、汚水が直接河川等に流出しないような設備を有する施設とすること。
- 9 市長の承認なく、事業の全部又は一部を第三者に譲渡しないこと。
- 10 この許可の期間中、許可事業の全部若しくは一部を一か月以上休止しないこと。
- 11 搬入物検査その他の検査及び聴取に対し、拒否又は事実と異なる申告をしないこと。
- 12 収集時は市民に対する言動に注意し、作業は丁寧に行い、ごみ容器から廃棄物を完全に収集し、その付近に飛散又は流出させないこと。特に早朝深夜等の作業については、騒音等で迷惑をかけないようにすること。
- 13 収集運搬業務に際しては、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。